

笑顔ランド太秦（旧右京保健所）建築物等点検業務委託 仕様書

1 総則

本委託業務は、笑顔ランド（旧右京保健所）における建築基準法第12条第2項の規定に基づく「建築物の敷地及び構造」、第4項の規定に基づく「建築設備」及び「防火設備」の定期点検業務を行うものである。

2 書類提出先及び連絡先

右京区役所 地域力推進室 総務・防災担当（担当：井、島）

電話：075-861-1772、FAX：075-872-5048

3 対象施設

- (1) 名称：笑顔ランド太秦
- (2) 所在地：京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地1
- (3) 延べ面積：1,845㎡

4 委託期間

契約の日の翌日から令和7年11月28日（金）まで

（ただし、点検業務は令和7年10月21日（火）までに行うこと）。

5 委託内容

- (1) 対象施設の資料確認、点検計画の策定

対象施設の平面図等を確認し、委託者からのヒアリング調査等を踏まえて、点検計画を策定すること。

なお、令和4年度に実施した建築物の敷地・構造、建築設備についての点検結果を参考とすること。

- (2) 点検の実施

「6 点検要領」のとおり、点検を実施すること。

なお、原則として、平日10:00～16:30の間に点検を実施すること。

ただし、同施設内の太秦児童館等の利用者に配慮すること。

- (3) 点検結果の判定及び報告

「7 成果品」にある各種報告書等を作成し、提出、報告すること。

6 点検要領

(1) 資格

本点検を行うことができるものは、次の表のいずれかの資格を有するものとする。

資格	点検項目		
	建築物の敷地・構造	建築設備	防火設備
一級建築士、二級建築士	○	○	○
特定建築物調査員	○	×	×
建築設備検査員	×	○	×
防火設備検査員	×	×	○

(2) 資格の証明

前項の資格を証明するため、下記のことを提出すること。

- ア 常勤の自社社員であることを証明する書類の写し（健康保険証の写し等）
- イ 有資格者であることを証明する書類の写しを甲に提出
 - (ア) 一級建築士、二級建築士…建築士免許証の写し
 - (イ) 特定建築物調査員…特定建築物調査員資格者証の写し
 - (ウ) 建築設備検査員…建築設備検査員資格者証の写し
 - (エ) 防火設備検査員…防火設備検査員資格者証の写し

(3) 点検方法及び項目

ア 建築物（敷地・構造）点検

平成20年国土交通省告示第282号に定める点検項目及び方法に準ずる。

（敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等）

イ 建築設備点検

平成20年国土交通省告示第285号に定める点検項目及び方法に準ずる。

（換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備）

ウ 防火設備点検

平成28年国土交通省告示第723号に定める点検項目及び方法に準ずる。

（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）

7 成果品

以下の報告書等を紙資料及びデータ形式で提出すること（ただし、太秦児童館分を分けること）。

なお、点検の結果、特筆すべき事項がある場合は、別途書面で報告、助言等を行うこと。

(1) 点検全体

- ・ 不備事項一覧（別紙1）

なお、提出するデータはMicrosoft Word形式とすること。

(2) 建築物（敷地・構造）

- ・ 定期調査報告書（建築基準法施行規則 別記第36号の2様式を準用）
- ・ 特殊建築物等の調査結果（国土交通省告示別記様式）
- ・ 調査結果図（国土交通省告示別添1様式）
- ・ 関係写真（国土交通省告示別添2様式）

- ・ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表及びその内訳書（別紙２）
なお、提出するデータはPDF形式とすること。

(3) 建築設備

- ・ 定期調査報告書（建築基準法施行規則 別記第３６号の６様式を準用）
- ・ 別記、別表（国土交通省告示第２８５号）
- ・ 調査結果図（国土交通省告示別添１様式）
- ・ 関係写真（国土交通省告示別添２様式）
- ・ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表及びその内訳書（別紙２）
なお、提出するデータはPDF形式とすること。

(4) 防火設備

- ・ 定期調査報告書（建築基準法施行規則 別記第３６号の８様式を準用）
- ・ 別記、別表（国土交通省告示第７２３号）
- ・ 調査結果図（国土交通省告示別添１様式）
- ・ 関係写真（国土交通省告示別添２様式）
- ・ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表及びその内訳書（別紙２）
なお、提出するデータはPDF形式とすること。

8 その他

- (1) 受託者は委託者の文書による承諾を得なければこの契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。
- (2) 本仕様書に定めるもののほか、業務内容について疑義が生じたときは、その都度、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を公表又は外部に漏らしてはならない。
- (4) 協議及び調査等に係る費用は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたり、対象施設の設備等を損傷した場合は、速やかに委託者に報告し、受託者側において補償すること。
- (6) 調査において、修繕が必要な箇所があった場合は、速やかに報告すること。